

浜松市屋外広告物等に係る是正指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市屋外広告物条例(平成17年浜松市条例第153号。以下「条例」という。)の規定に基づきこれに違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の是正事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。) 条例及び浜松市屋外広告物条例施行規則(平成17年浜松市規則第138号)において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物等 屋外広告物(法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。)及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (2) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (3) 是正指導等 違反広告物等の是正に関する行政指導及び不利益処分をいう。
- (4) 条例違反シール 条例第21条第1項の規定による、条例に違反している旨の標章をいう。
- (5) 除却命令違反シール 条例第21条第2項の規定による、除却命令に違反している旨の標章をいう。

(調査)

第3条 条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等については調査を行い、条例の規定に違反している事実、是正の緊急性及び当該屋外広告物等を表示し、設置し、又は管理する者を確認するものとする。

(是正指導等の相手方)

第4条 この要綱に基づく是正指導等の相手方は、原則として違反広告物等を表示し、設置し、又は管理する者とする。

(関係機関との協議)

第5条 違反広告物等が他法令に抵触する恐れがあるときは、関係機関又は関係所属に連絡し、当該機関又は所属と協議するものとする。

(緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等)

第6条 倒壊等により公衆に対し差し迫った危害が予想される等、その性質上是正の緊急性が認められる違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところに

より行うものとする。

- (1) 速やかに必要な措置を行うよう口頭指導する。
- (2) (1)の指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第 20 条第 1 項に基づく措置命令を行う。

(無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等に対する是正指導等)

第 7 条 無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 許可基準に適合している違反広告物等については、次のとおり指導する。
 - ア 申請指導文書を送付する。このとき、許可申請書提出期限は発送の日から 2 週間を経過した日とする。
 - イ アの許可申請書提出期限までに許可申請がないときは、申請督促文書を送付する。このとき、許可申請書提出期限は発送の日から 2 週間を経過した日とする。
 - ウ イの許可申請書提出期限までに許可申請がないときは、条例違反シールを貼付する。
 - エ 条例違反シールの貼付後、2 週間を経過しても許可申請がないときは、原則として条例第 20 条第 1 項に基づく措置命令を行う。
- (2) 許可基準に適合していない違反広告物等については、次のとおり指導する。
 - ア 是正指導文書及び是正計画書(第 1 号様式)を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から 2 週間を経過した日とし、是正期限を是正指導文書の発送の日から 4 か月を超えない範囲内で定める。
 - イ アの提出期限までに是正計画書の提出がないときは、是正督促文書を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から 2 週間を経過した日とする。
 - ウ イの提出期限までに是正計画書の提出がないとき又は是正期限までに当該違反広告物等が是正されないときは、条例違反シールを貼付する。
 - エ 条例違反シールの貼付後、2 週間を経過しても是正計画書の提出がないとき又は当該違反広告物等が是正されないときは、原則として条例第 20 条第 1 項に基づく措置命令を行う。

(許可を受けた後、違反広告物等となったものに対する是正指導等)

第 8 条 許可を受けた後、違反広告物等となったものに対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 許可基準に適合している違反広告物等については、次のとおり指導する。
 - ア 前条第 1 項第 1 号ア、イに準じて指導を行う。
 - イ アの指導後、申請督促文書の許可申請書提出期限までに許可申請がないときは、原則として条例第 22 条第 2 号に基づく許可の取消しを行う。
 - ウ 許可の取消し後、2 週間を経過しても当該違反広告物等を除却しないときは、条例

違反シールを貼付する。

エ 条例違反シールの貼付後、2週間を経過しても当該違反広告物等を除却しないときは、原則として条例第20条第1項に基づく措置命令を行う。

(2) 許可基準又は許可に付された条件に適合していない違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア 前条第1項第2号ア、イに準じて指導を行う。

イ アの指導後、是正督促文書の是正計画書提出期限までに是正計画書の提出がないとき又は是正期限までに当該違反広告物等が是正されないときは、原則として条例第22条第1号又は第2号に基づく許可の取消しを行う。

ウ 許可の取消し後、2週間を経過しても当該違反広告物等を除却しないときは、条例違反シールを貼付する。

エ 条例違反シールの貼付後、2週間を経過しても当該違反広告物等を除却しないときは、原則として条例第20条第1項に基づく措置命令を行う。

(許可の取消し)

第9条 許可の取消しは、浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号)に基づき、聴聞を行った上で決定し、許可取消通知書を送付する。許可取消通知書には除却を完了する期限を記載するものとし、その期限は発送の日から2週間を経過した日とする。

(措置命令)

第10条 措置命令は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 措置命令は、浜松市行政手続条例に基づき、弁明の機会を付与した上で決定し、措置命令書を送付する。措置命令書には措置を完了する期限を記載するものとし、その期限は発送の日から2週間を経過した日とする。

(2) 除却を命じた場合において、除却を完了する期限を過ぎても当該措置命令に従わないときは、除却命令違反シールを貼付する。

(解釈と適用)

第11条 この要綱は、事務処理の原則を定めたものであるが、その原則のとおり事務処理をすることが適当でない場合には、条例の規定の範囲内において、個別事案の実情に応じて異なる扱いをして差し支えないものとする。

2 様式は標準を示した参考例であり、必要に応じて修正して差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

令和2年9月1日一部改正(第11条追加)

第1号様式（第7条・第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者 氏名（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

是 正 計 画 書

年 月 日付け 号で通知のあった違反広告物等について、許可基準に適合するよう是正しますので、下記のとおり是正計画書を提出します。

また、改修により是正する場合は、改修に着手するまでに許可申請を行い、市長の許可を受けたくうえで施工します。

記

1 違反広告物等の内容

表示（設置）場所	浜松市 区
規 制 地 域	第 種 規制地域
表 示 内 容 等	

2 是正の内容

是 正 方 法	改修 除却
是 正 時 期	年 月 日までに完了 是正指導文書の発送日から4か月以内の日を記載

整 理 番 号	
---------	--